

第1章. 計画の基本的事項

- 1-1. 事業背景と目的
- 1-2. 計画の位置づけ
- 1-3. 計画の期間
- 1-4. 計画の進行管理
- 1-5. 計画の関係者が果たすべき役割
- 1-6. 分析に用いた基礎データ

《第1章. 計画の基本的事項》

1-1. 事業背景と目的

- 平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症等の生活習慣病の予防を目的としたメタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査（以下、特定健診）・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務付けられた。

また、本市では特定健診・特定保健指導実施率向上を図るため、平成20年3月に第1期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下、特定健康診査等実施計画）を策定した。

- 「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」を受けて、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推奨する」とされた。

また、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正（平成26年3月31日）」により、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った、効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとなった。

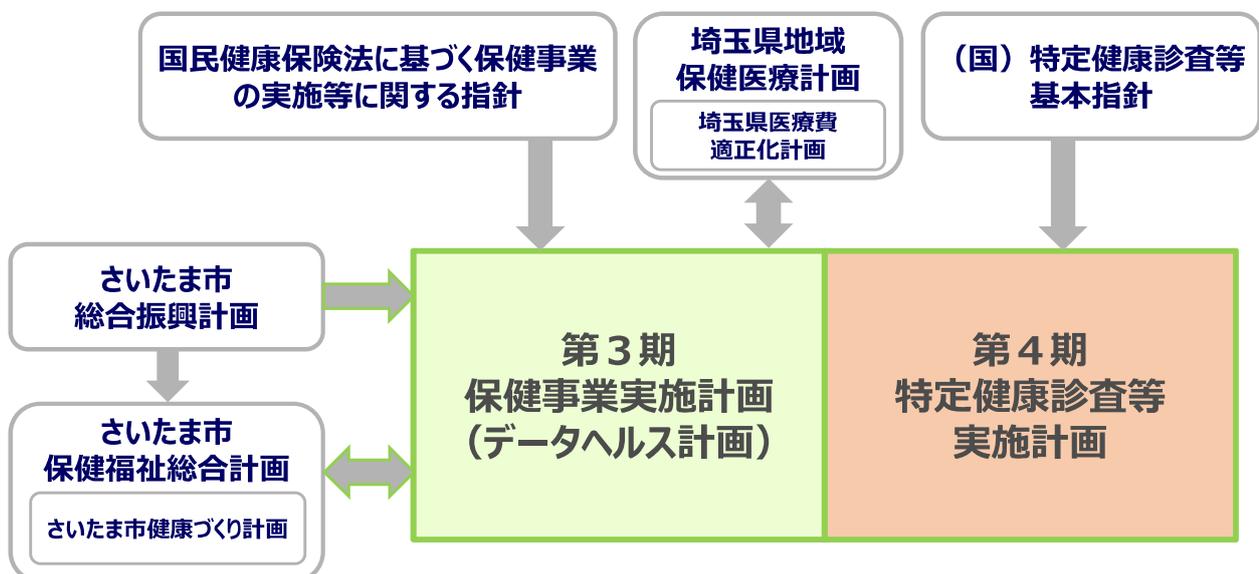
本計画は、健診やレセプトなどの医療情報の分析をし、健康課題を的確に捉え、課題に応じたPDCAサイクルに沿った保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、医療費の適正化に資することを目的としている。本市では、平成28年3月に第1期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（以下、データヘルス計画）を策定した。

- この度、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画が令和5年度をもって終了することから、これまで実施してきた両計画の目標達成状況、各保健事業の効果検証等を踏まえ、相互に連携させながら、新たに第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定するものである。

《第1章. 計画の基本的事項》

1-2. 計画の位置づけ

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定にあたっては、「埼玉県医療費適正化計画」及び「さいたま市健康づくり計画」との整合性を図り、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の実施状況を踏まえ、2つの計画を相互に連携させながら、被保険者の健康保持増進に向けた取組とする。



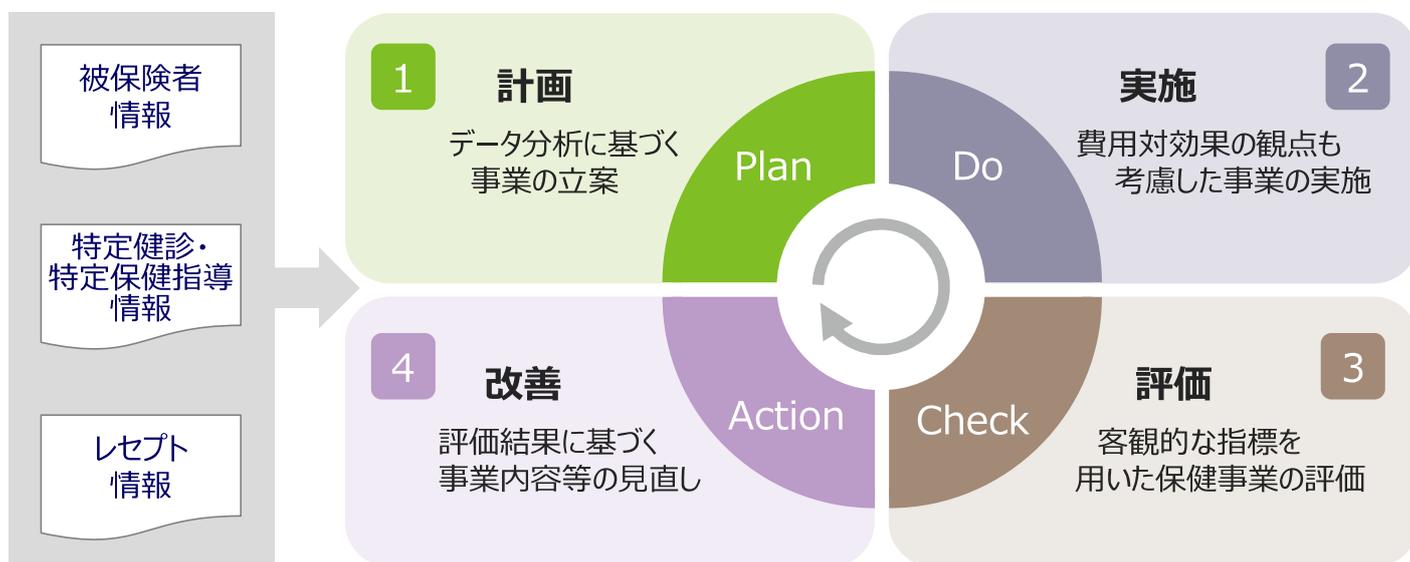
1-3. 計画の期間

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画では令和6年度から令和11年度までの6年間の計画の期間とする。

年度	平成	令和										
	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
保健事業 実施計画 (データヘルス計画)	第2期データヘルス計画						第3期データヘルス計画					
			中間 評価			評価 見直し			中間 評価			評価 見直し
特定健康診査等 実施計画	第3期特定健康診査等実施計画						第4期特定健康診査等実施計画					
			中間 評価			評価 見直し			中間 評価			評価 見直し

1-4. 計画の進行管理

被保険者の健康の保持増進を目的として、健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに基づいて計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的な保健事業を実施する。



1-5. 計画の関係者が果たすべき役割

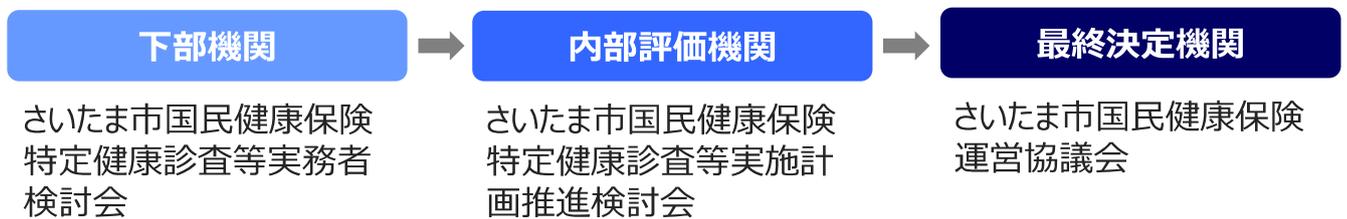
(1) 実施体制・関係部局の役割

保険者の健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施・評価等は、国保年金課が主体となり保健衛生局保健部、保健所、福祉局長寿応援部、区役所健康福祉部等と十分に連携して行う。

また、計画策定にあたっては、職員の資質向上に努め、PDCAサイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、業務をマニュアル化するなど明確化・標準化をし、業務の継続性を図る。

計画の策定・事業推進にあたっては、国民健康保険特定健康診査等実施計画推進検討会や実務者検討会において、国保部門、保健部門、高齢部門等関係部局及び関係機関と共通認識を持って課題解決に取り組む。また、最終決定機関である国民健康保険運営協議会において、審議を行う。

《体制図及びプロセス》



さいたま市 国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画） 特定健康診査等実施計画

1-5. 計画の関係者が果たすべき役割

(2) 関係機関との連携

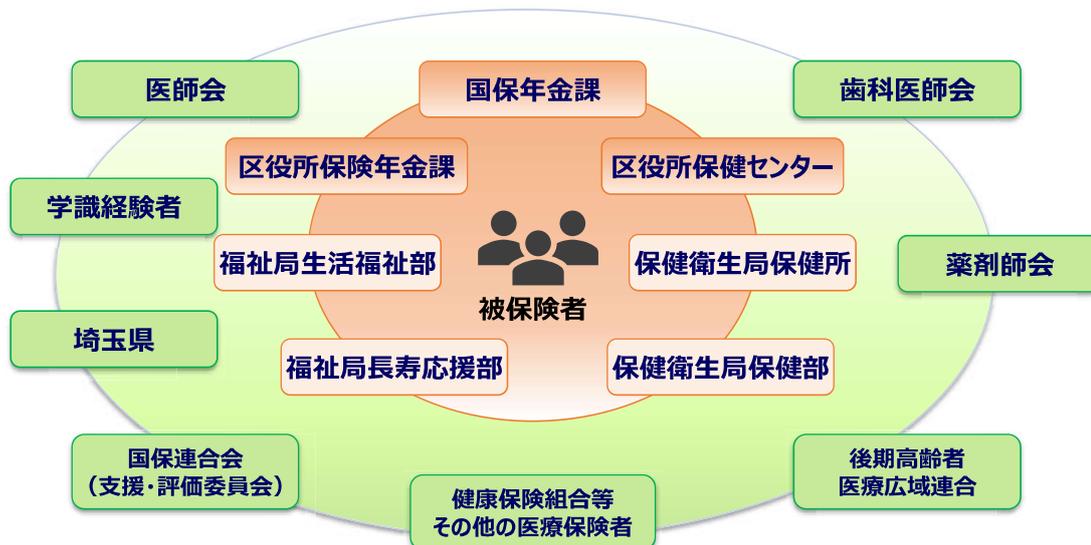
医師会、歯科医師会、薬剤師会等保健医療関係者をはじめ学識経験者、健康保険組合、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）や国保連合会に設置される保健事業支援・評価委員会、埼玉県、他の医療保険者等と連携を図り、計画の実行性を高めていく。

1-5. 計画の関係者が果たすべき役割

(3) 被保険者とのかわり

計画の目的である被保険者の健康の保持増進を達成するためには、被保険者自身が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、主体的・積極的に健康増進に取り組むことが重要である。

このため、計画策定・見直しにあたっては、国民健康保険運営協議会等の場を通じて、議論に参画してもらい、意見反映に努める。



1-6. 分析に用いた基礎データ

本計画の分析は「①国保データベースシステム*（以下、KDB）から抽出できるデータ」及び「②さいたま市で保有する被保険者データ、レセプトデータ、特定健診データ、特定保健指導データ」を対象としている。

① KDBデータ

- ・平成28年度～令和4年度のデータを分析対象としている。
- ・レセプトは、基本的に医科、調剤を対象としている。
- ・4月～翌年3月の医療費を年間医療費としている。
- ・同規模保険者は政令指定都市（以下、政令市）のデータを対象としている。
- ・各KDBデータの抽出日付は、令和5年6月～11月時点としている。

② さいたま市集計データ

- ・レセプトは、平成30年度～令和4年度の医科、調剤、歯科レセプトを分析対象としている。
- ・4月～翌年3月の医療費を年間医療費としている。
- ・特定健診は、平成30年度～令和4年度のデータを分析対象としている。
- ・特定保健指導は、平成30年度～令和4年度のデータを分析対象としている。

*：国民健康保険中央会が「特定健診・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートをすることを目的として構築したシステム。